



ご協力をお願いします 国勢調査

今年は、5年に1度の国勢調査の年です。この調査は、国内に住む全ての人・世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査で、調査結果は幅広い分野で活用されます。

調査員証を携帯した調査員が、事前に調査区域の把握のための巡回を行い、9月20日から順次、調査書類を配付します。原則インターネットでの回答をお願いしていますが、難しい場合は紙の調査票に記入し、郵送提出用封筒でご返送ください。

【問合せ】総務課統計係 ☎5608-6205



自己負担割合2割の方の限度額が変わります 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度で、自己負担割合が2割の方への外来診療の負担軽減措置(配慮措置)が、9月30日で終了します。10月1日以降は、1か月の自己負担限度額が1人当たり1万8000円となります。なお、入院した月の限度額は、引き続き1世帯当たり5万7600円です。

【問合せ】国保年金課長寿医療(後期高齢者医療)資格・給付担当 ☎5608-6192



子育てを応援します 妊婦のための支援給付事業

昨年度までの「出産・子育て応援交付金事業」は、今年度から子ども・子育て支援法に定められた「妊婦のための支援給付事業」として制度化され、出産・子育ての経済的支援として実施されます。対象の方には申請案内を送付します。詳細は区HPをご覧ください。

【内容】妊娠時に妊婦1人当たり5万円、出産後に子ども1人当たり5万円の現金または電子クーポンを支給**【対象】**申請日時点で墨田区に住民登録があり▶医療機関で妊娠の事実を確認した妊婦▶出産した方 *流産・死産・人工妊娠中絶等の場合も対象になる場合あり(詳細は問合せ先へ)

■出産・子育て応援交付金事業(令和5・6年度分)

令和5・6年度対象者に配付した「赤ちゃんファースト」のギフトカードの初回登録期限は、9月30日です。登録が済んでいない方は、早めにご登録ください。

【問合せ】専用コールセンター ☎0120-600-127**【担当課】**健康推進課



所得制限額を引き上げました 児童育成手当

ひとり親または障害のある方が対象の児童育成手当について、所得制限額を下表のとおり変更しました。この変更に伴い、基準期間(令和6年中)の所得が所得制限額以下となり、新たに支給の対象となる方は、申請手続きをしてください。所得制限額に加算される税法上の扶養の取扱いや控除額一覧の詳細は、区HPをご覧ください。

【問合せ】子育て支援課児童手当・医療助成係 ☎5608-6376

扶養人数	変更前	変更後
0人	360万4000円	366万1000円
1人	398万4000円	404万1000円
2人	436万4000円	442万1000円
3人以上	2人の額に1人につき38万円を加算	



新しい受給者証は届きましたか 心身障害者医療費助成制度^(障)

身体障害者手帳1・2級(内部障害者は3級も含む)、愛の手帳1・2度、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかの障害があり、国民健康保険や社会保険等に参加中の方は、心身障害者医療費助成制度^(障)により、医療費の自己負担が軽減されます。

受給者証は毎年9月に更新します。現在^(障)を受給中で、引き続き対象となる方には、8月下旬に新しい受給者証を送付しましたので、ご確認ください。

精神障害者保健福祉手帳の有効期限が近づいている方は、今回送付した受給者証の有効期限も手帳の有効期限までとなり、新たに更新の申請手続が必要となりますので、ご注意ください。

所得が下表の限度額を超える方や、65歳以上で新規に^(障)の対象となる手帳を交付された方、後期高齢者医療被保険者証をお持ちで住民税が課税されている方などは対象外です。なお、これまで所得が限度額を超えていたために対象外だった方も、令和6年中の所得が下表の限度額以下の場合は対象になる可能性があります。詳細はお問い合わせください。

【問合せ】障害者福祉課障害者給付係 ☎5608-6163・FAX5608-6423

扶養親族等の数	本人または扶養義務者等の所得限度額
0人	366万1000円
1人	404万1000円
2人	442万1000円
3人以上	2人の額に1人につき38万円を加算

①老人扶養親族、特定扶養親族等がいる場合は、一定額を加算します。



従業員をご推薦ください 中小企業等永年勤続優良従業員表彰

区内の中小企業等に永く勤めている優良従業員を表彰します。事業主の方は、該当する従業員をご推薦ください。

【表彰区分】10・20・30年の勤続表彰 *勤続年数の算定基準日は7年12月31日**【対象事業所】**区内の▶中小企業 ▶中小企業が所属する商工団体▶信用金庫・信用組合**【対象者】**表彰区分の各勤続年数に達し、事業主から優良従業員として推薦された方 *過去に同じ区分で表彰された方や、事業主・代表者・役員、事業主・代表者の配偶者と直系1親等の血族の方を除く**【表彰日／会場(予定)】**8年1月28日(水)／曳舟文化センター(京島1-38-11)**【推薦方法】**必要書類を直接または郵送で、10月2日(必着)までに〒130-8640産業振興課産業振興担当(区役所14階) ☎5608-1437へ *必要書類は申込先で配布しているほか、区HPからも出力可



視覚に障害のある方に発行しています 墨田区のお知らせ「すみだ」 (区報)点字版・録音版

視覚に障害のある方を対象に、区報の点字版と録音版(カセットテープ版、デジジー版)を発行日(毎月1・11・21日)に自宅へ郵送しています。点字版・録音版を希望する場合は、お問い合わせください。また、身近にいる視覚に障害のある方にも、ぜひ本事業をご紹介します。

【費用】無料**【問合せ】**▶点字版＝広報広聴担当 ☎5608-6223 ▶録音版＝すみだ福祉保健センター ☎5608-3711



9月中旬に案内を送付します 令和8年度区立小・中学校 選択制度

令和8年度に小・中学校へ入学する新1年生を対象に、学校選択制度の案内を9月中旬に送付します。詳細は同封の学校案内または区HPをご確認ください。なお、各小・中学校の学校公開・説明会の詳細も区HPでご覧になれます。

【提出方法】同封の希望選択票に記載のコードから11月4日までにオンライン申請 *オンライン申請ができない場合は問合せ先へ**【問合せ】**学務課事務担当(区役所11階) ☎5608-6303



計画的に接種しましょう HPVワクチンの接種

高校1年生相当の年齢の女性が対象となる公費によるHPVワクチンの無料接種は、8年3月で終了します。対象となる方には8月中旬に案内はがきを送付しましたので、計画的な接種を検討してください。

【対象者】平成21年4月2日～22年4月1日生まれの女性 *過去に接種済みの方を除く**【接種方法】**予診票を持って直接、区指定の医療機関へ *予診票が手元にない場合は、オンライン申請か、直接または電話で、問合せ先へ(転入した方等、墨田区に予診票の発行記録がない方は、親子健康手帳等で接種記録を確認する必要あり)**【問合せ】**保健予防課感染症係(横川5-7-4すみだ保健子育て総合センター2階) ☎5608-6191



資源の有効活用にご協力ください 古着・金属製調理器具等の 回収とフードドライブ

家庭で不用になった古着や金属製調理器具等を回収します。同時に、余っている食品を回収するフードドライブを実施します。詳細は問い合わせるか、区HPをご覧ください。

【とき／ところ】▶9月13日(土)／八広公園(八広5-10-14) ▶9月23日(祝)／東あずま公園(立花2-32-12) *時間はいずれも午前9時～午後2時**【回収品目】**洗濯済みの古着、靴、ぬいぐるみ、金属製調理器具、賞味期限まで1か月以上の食品、ペットボトルキャップ、使用済歯ブラシ、廃食油、使い捨てコンタクトレンズの空ケース *汚れや破損、材質など、品物の状態によっては回収できない場合あり**【対象】**区内在住の方 *事業者を除く**【費用】**無料**【持込方法】**廃食油はペットボトルに入れ、そのほかは回収品目別に半透明の袋に入れて当日直接会場へ *車での来場は不可**【問合せ】**すみだ清掃事務所分室 ☎3613-2228

毎月1日は 墨田区防災の日

9月1日の点検項目
いざのとき
あわてぬための
防災訓練



毎月5日は すみだ環境の日

9月のエコしぐさ
省エネも
みんなでやれば
効果大

